

海外経済要録

国際機関

◇IMF、スイスとの一般借入れ取決めを延長

IMFは、11月22日、スイスとの一般借入れ取決め(General Arrangements to Borrow)の有効期間を1970年10月23日まで延長した。

なお、IMFの一般借入れ取決め額は、加盟国10か国との間で60億ドル、スイスとの間で2億ドルとなっている。

◇ゴールド・ブール参加中央銀行の決議

ゴールド・ブール参加7か国(ベルギー、西ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国および米国)の中央銀行総裁は、11月26日、フランクフルトにおいて会合し、ポンド切下げ後生じた金に対する投機に対処すべく、大要次のような決議を行なった。

「ベルギー、西ドイツ、イタリア、オランダ、スイス、英国および米国の中央銀行総裁は、11月26日フランクフルトにおいて会合し、米大統領が1オンス35ドルによる金兌換維持を再確認したことを銘記するとともに、共同して秩序ある為替市場を保証し、1オンス35ドルの固定価格に基づいた現行為替レートを支持するための確固たる政策を採ることを決議した。

また、現在これら中央銀行の保有している金外貨準備の量は、上記行動を保証するにじゅうぶんであるとの結論に達し、同時に、他の中央銀行がこの行動に参加することを歓迎する旨示唆した。」(以上、ブンデスバンクの新聞発表文要旨)

米州諸国

◇米国、公定歩合引上げ

連邦準備制度は、11月19日、ニューヨーク、シカゴ等10連銀の公定歩合引上げを発表した。今回の引上げに関する同制度理事会の声明は次のとおり。

「英国政府によるポンド平価変更措置にかんがみ、連邦準備制度は、米国金融市場の秩序ある機能を保持し、かつ国内経済の安定的成長と、ドルの健全な対外ポジションに資することを条件として、銀行制度に対する準備のアベイラビリティを維持するための諸措置をとった。

理事会は、全員一致で、ボストン、ニューヨーク、クリブランド、リッチモンド、アトランタ、シカゴ、ミネアポリス、カンサスシティ、ダラスおよびサンフランシスコ各地区連銀の公定歩合を、現行の4%から4.5%に引き上げる(11月20日から実施)ことを承認した。これに加えて、理事会は加盟銀行が市場圧力を調整するために連銀借入れを行なうことは、再割制度の適当な使用であることを確認した。

同時に、理事会は、米国の経済・金融面における基本的な力を信託しており、国内・国外両面でドルの健全性を維持するため、理事会の機能をじゅうぶんに果たすことを誓言する。」

なお、残りのフィラデルフィア連銀については、11月20日(21日実施)、セントルイス連銀については、11月27日(同日実施)、同様に公定歩合の引上げが行なわれている。

◇ニューヨーク連邦準備銀行、主要国中央銀行等とのスワップ網を拡大

ニューヨーク連邦準備銀行は、11月30日以降、主要国中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決めの極度額を次のとおり増額したと発表した。

ニューヨーク連邦準備銀行のスワップ網

(単位・百万ドル)

相手方	取決め金額	
	旧	新
オーストリア国立銀行	100	100
ベルギー国立銀行	150	225
カナダ銀行	500	750
デンマーク国立銀行	100	100
英 蘭 銀 行	1,350	1,500
フ ラ ン ス 銀 行	100	100
ドイツ・ブンデスバンク	400	750
イ タ リ ア 銀 行	600	750
日 本 銀 行	450	750
メ キ シ コ 銀 行	130	130
オ ラ ン ダ 銀 行	150	225
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	100	100
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	100	200
ス イ ス 国 立 銀 行	250	250
国 際 決 済 銀 行	550	850
合 計	5,030	6,780

◇予算概念に関する大統領諮問委員会の答申

「予算概念に関する大統領諮問委員会」(デビッド・

M・ケネディ委員長)は、10月17日、予算の発表形態の改善策などに関し答申を行なった。その主要点次のとおり。

(1) 現在、予算の発表形態は、行政予算ベース、統合現金予算ベース、国民所得勘定予算ベースの3本立てとなっているが、これを新しい“Budget”1本にまとめる。この新しい“Budget”には、政府の信託勘定の取引および貸付業務が含まれ、受払いは発生主義をもって計上される。

(2) 参加証券(PC)の発行額は、現在歳出の減少として計上しているが、これは、予算収支じり赤字の補てん方法として計理すべきである。

なお、上記改善提案は、財政の経済に及ぼす影響を推定するのに適切な、総合的かつ単一の予算発表形態を採用すべきだとの考え方に基づくものである。

◇米、1968年の国際収支改善に関するガイド・ラインを発表

11月16日、連邦準備制度理事会は銀行および銀行以外の金融機関の対外融資に対して、また商務省は企業の海外直接投資に対して、それぞれ1968年のガイド・ラインを発表した。従来のガイド・ラインと比較すると、国際収支の悪化傾向にかんがみ、総じて規制措置は強化されている。おもな内容は次のとおり(40年3月号、12月号、42年1月号「要録」参照)。

1. 銀行の対外融資に対するガイド・ライン

(1) 1967年10月末の対外融資残高が50万ドルをこえている銀行のガイド・ラインは、1964年末残高の109%または1966年末総資産の2%のうちいずれか大きいほうとする。64年末残高を基準にとる場合の限度額を、67年と同一に据え置く一方で、66年末総資産を基準とする場合との選択を認めたのは、全体として規制をやや強化する方向をとるものの、64年末における対外融資シェアを固定化する弊害を調整しようという意図によるものである。なお、9月末現在、銀行は67年の限度額に対して約8億ドルの余裕を残しており(67年第1～第3四半期中の対外融資は約1億ドルの増加)、これに66年末総資産を算定基準にとったとき生ずる余裕額を加えると、結局約14億ドルの対外融資増加が68年末までに認められたことになる。ただし、各銀行はこの余裕額の使用にあたって、67年末までに10月末現在における余裕額の20%、68年3月末までに40%、6月末までに60%、9月末までに80%をそれぞれこえないよう要請されている。

(2) 67年に限度額を設定されなかった銀行または10月

末現在の対外融資残高が50万ドル以下の銀行は、特別の限度額の設定について連邦準備当局と協議することができる。ただし、この特別限度額は、当該銀行の66年末総資産の2%をこえることはできない。

(3) 67年10月末以降における余裕額の使用にあたっては、これをすべて priority credits (輸出および後進国向け金融)にあてなければならず、なかんずく輸出金融を最優先するよう要請されている。したがって、先進国に対する輸出金融以外の融資は純増が認められないが、英国、日本、カナダに対する優先的配慮は継続する。

2. 銀行以外の金融機関の対外融資に対するガイド・ライン

(1) 68年のガイド・ラインを66年9月末残高の109%以内とする(67年のガイド・ラインは66年9月末残高の105%以内)。カナダおよび日本に対する長期投資をガイド・ライン対象外とする扱いは継続する。

(2) 銀行同様輸出金融を優先配慮するよう要望され、とくに欧州大陸諸国に対する輸出金融以外の投融資は、67年9月末実績をこえることができない。

(3) 米国が加盟している国際機関の債券取得は、引き続きガイド・ライン対象から除外する。

3. 企業に対するガイド・ライン

1967年と68年の年平均の対外直接投資(ネット資本流出額プラス海外における利益再投資分)を、62～64年間の平均実績並みとする(65～66年のガイド・ラインは、同一基準の35%増、66～67年は同20%増であったことに比べて大幅な縮小になる)。

なお、同ガイド・ライン発表に際し、トラウブリッジ長官は、68年中の企業関係対外収支の改善目標として、著しい好転をみた67年(見込み25億ドル)をさらに上回る26億ドルを掲げ、企業が現地における資金調達等を強化することによってこの目標を達成するよう要請している。

◇米、1968年度対外援助法案を決定

米国議会は11月8日、26.7億ドル(経済援助21.6億ドル、軍事援助5.1億ドル)の68年度対外援助権限法案を可決、同法案は11月15日、大統領の署名を得て成立した。このように政府の要請額(32億ドル)を大幅に下回った事情としては、ベトナム戦費の膨張に伴い、財政赤字幅が拡大の一途をたどっていることに対して議会在野が抵抗を強め、非ベトナム関係歳出を極力削減しようとしているためとされており、現在審議中の実際の援助支出法案において、議会側がさらに削減を行なう可能性も伝えられて

いる。

なお、議会審議の過程において、ワシントン輸出入銀行が後進国の武器購入資金を融資する際に、国防省の回転基金(revolving fund)が保証を与えていた事実が明らかになれば、後進国に対する武器売り込みが、後進国政情不安の一因となっていること、また輸出入銀行が融資相手国を知らされていないこと(このため country X loan とよばれる)などが批判され、結局国防省の回転基金(現在約4億ドル)は68年6月末をもって廃止されることとなった。

◇カナダ、公定歩合引上げ

カナダ銀行は、11月19日、公定歩合を5%から6%に引き上げ、同20日から実施する旨発表した。

今次措置の直接のねらいは、英ポンドの切下げと英・米両国における公定歩合引上げに伴う短資流出懸念に対処したものであるが、同時に、同国経済が今夏ごろから上昇に転じ、このところインフレ圧力が強まっているため、秋以降とられてきた一連のインフレ対策(注)の一環としての意味も有している。

(注) カナダ銀行は、9月27日、公定歩合の引上げを実施(11月号「要録」参照)したが、政府も、11月10日、明年度(1968年4月から1969年3月)財政規模の膨張抑制(前年度比4.5%増に)、増税(「要録」別項参照)実施の意向を明らかにしている。

◇カナダ政府、増税案を発表

カナダ政府は、かねて、インフレ抑制のため歳出削減と増税を行なう意図を明らかにしていたが、11月30日、次の増税案を発表した。

- (1) 個人所得税につき5%の付加税を賦課する(実施日は来年1月1日)。
- (2) 酒およびたばこの消費税を10%方引き上げる(直ちに実施する)。
- (3) 法人税につき繰上げ納付措置(約2ヵ月繰上げ)を実施する。

なお、上記各措置の実施により、本年度(67年4月～68年3月)歳入は45百万ドル増加の見込み。

欧 州 諸 国

◇英国、ポンド平価の切下げ、公定歩合の引上げ等緊急措置を実施

英国政府は11月18日夜、英ポンドの危機を乗り切るため、一連の緊急措置を発表した。その概要次のとおり。

(1) 英ポンドのIMF平価切下げ

11月18日午後9時30分をもって、英ポンドのIMF平

価を従来の1ポンド=2ドル80セントから2ドル40セントに切り下げる(切下げ率約14.3%)。

(2) 公定歩合の引上げ

公定歩合を6.5%から8%(1914年の10%以来最高)に引き上げ、21日から実施する。

(なお、公定歩合の引上げに伴うロンドン手形交換所加盟銀行の預金・貸出金利は下表のとおり)

(3) 銀行等の貸出規制

輸出関連等優先貸出を除き、銀行等の貸出規制を要請する(詳細は別項参照)。

(4) 賦払い信用規制の強化

自動車の賦払い信用について、頭金率を33% (現行25%)に引き上げ、賦払い期間を27ヵ月(現行36ヵ月)に短縮する。

(5) 財政支出の削減

明年度の財政支出を4億ポンド以上削減することを提案する(本年度の歳出規模に対する比率でみると、約4%の削減)。

- イ. 軍事支出の削減 1億ポンド以上
- ロ. 製造業に対する選択的雇用税プレミアム
の廃止(低開発地域を除く) 1億ポンド
- ハ. 国有企業関係支出の削減 1億ポンド
- ニ. 輸出リベートの廃止 1億ポンド

(6) 増 税

明年度の法人税の税率を42.5%(現行40%)に引き上げること提案する。

(7) 海 外 借 款

IMFからのスタンバイ・クレジット(14億ドル)お

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(当座貸越は11月19日以降、その他は21日以降)

通 知 預 金 金 利 (7日物)	6 %
貸出金利(貿易金融以外はいずれも当座貸越)	
対国有企业(大蔵省の保証付き)	8 %
対地方公共団体	} 8.5 %
対住宅金融会社	
対保険会社	
対一流商工企業	
対賦払い信用会社	9 %
貿易金融(輸出信用保証局の保証付き)	
期間2年までの貸付	8 %
期間2年をこえ15年までの貸付	5.5 % (ただし、このほか1%の貸付契約手数料を加算)

よび主要国中央銀行からの追加借款(注)により、合計約30億ドルの借入れを行なう。

(注) 英蘭銀行は11月23日、主要国中央銀行から15億ドルを上回る金額の追加借款を受け入れる協定が成立した旨発表。また、IMFからのスタンバイ・クレジット(期間1年)も、11月29日に成立。

(3) その他

11月20日(月)にはすべての銀行が休業、株式市場も閉鎖される。

なお、カラハン蔵相は上記発表に際し、平価切下げによる英国の輸出競争力強化の効果を確保するため、物価の上昇を最小限に止める必要があることを強調、労働組合会議(TUC)および英国産業連盟(CBI)と直ちに交渉にはいることならびに以上の努力により少なくとも年間5億ポンドの国際収支改善を企図していることを明らかにした。

◇英蘭銀行、銀行等の貸出を規制

英蘭銀行は11月19日、ロンドン手形交換所加盟銀行、スコットランド系銀行、マーチャント・バンク、英国海外銀行、外国銀行および賦払い信用会社に対して書簡を送り、優先貸出(輸出金融等)以外の貸出を現行水準(注)内に押えるよう指示した。その内容次のとおり。

(注) タイムズ紙(11月22日号)によれば、ロンドン手形交換所加盟銀行は「現行水準」を「11月15日の残高」と了解したといわれる。

(1) 輸出金融、造船融資および公共部門向け貸出を除く貸出の総額を、現行水準内に押える(ただし、季節的要因によるわく超過は認める)。

(2) 上記のわく内では、①輸出の増進に必要な生産・投資のための融資、②貿易外収入の増加につながる融資、③農業金融等輸入削減に資する融資、④地域開発関係融資を優先すべきである。

(3) 国内消費のため、または在庫増しのための完成品輸入にかかる融資は、厳重に抑制しなければならない。

(4) 最近顕著な伸びを示している個人向け融資は、今後は増加させてはならない。ただし、住宅購入のためのつなぎ融資はこの限りでない。

(5) 非居住者に対するポンド融資は、英国の輸出に直接関連する場合を除いて、上記のわく内で行なわれなければならない。

(6) 英蘭銀行は、定期的に主要金融機関の代表を招いて、上記貸出規制の運営につき協議する。

◇英国、主要国中央銀行借入れによりIMF借款を返済

11月14日英国政府は、12月2日に返済期限の到来するIMF借款(注)の返済資金調達のため、国際決済銀行を

通じ、主要国中央銀行から約90百万ポンド相当の各国通貨を借り入れることを決定した旨発表した。借入れの条件は次のとおり。

(1) 英国政府は借入れにあたって、援助国通貨表示の英国国庫証券を国際決済銀行に交付する。

(2) 返済は、1968年6月から69年5月までの間に均等償還の形で行なわれる。

(注) 英国政府が、1964年8月8日に成立したスタンバイ・クレジットに基づいて、同年12月2日に実行した357百万ポンド相当の外貨引出し。うち一部(145百万ポンド相当)は本年5月23日に期限前返済され、また海外諸国がIMFからポンド引出し(11月16日現在123百万ポンド)を行なっているため、上記借款の未返済額は11月16日現在で89百万ポンドとなっていた。

上記借入れによるIMF借款の返済は11月20日に実行され、この結果、英国のIMF借款(11月20日現在)は、1965年5月引出し分500百万ポンド(返済期限70年5月)、66年3月引出し分約44百万ポンド(返済期限71年3月)の合計約544百万ポンドとなった。

◇英国、大手電機メーカーの合併

英国の電機メーカー中第3位のGeneral Electric Company(略称GEC)は11月9日、同第2位のAssociated Electrical Industries(略称AEI)の発行株式の過半数を買い占めた旨発表した。これにより、GECはAEIを合併、その年間売上規模は435百万ポンド(1966年の売上高は、GECが170百万ポンド、AEIが265百万ポンド)と従来第1位であったEnglish Electric(1966年の売上高270百万ポンド)を上回り、英国最大の電機メーカーになる。

GECのAEI買収は、9月18日に譲渡申込み(take-over bid)が行なわれ、①英国電機産業の再編成による対外競争力の強化を策していた産業再編成公社(42年2月号「要録」参照)の積極的支持があったこと、②AEIの株主のなかには、同社の業績不振から経営の刷新を望む者がかなり多かったこと、等の事情もあり、今回実現をみたものである。

◇ブレッシング・ブンデスバンク総裁の留任決定

西ドイツ政府は、11月23日の閣議において、本年末任期が到来するブンデスバンクのブレッシング総裁およびトレーガー副総裁の任期を、1969年末まで2年間延長することを決定し、その旨中央銀行理事会に通告した。

ブレッシング総裁(1900年生まれ)は1958年にブンデスバンク総裁に就任し、1965年末に任期が到来した際2年間任期延長され今日に至っている(注)。

(注) ブンデスバンク法では、総裁の任期は8年とするが、特に事情がある場合には、2年以内の任期延長を行なう旨定められている。

◇ブンデスバンク、年末金融対策を実施

ブンデスバンクは10月24日、期間30～59日の政府短期証券(注)(Schatzwechsel、いずれも本年12月末日までに満期到来のもの)を売出すことを決定し、翌25日から市中金融機関の申し出に応じて売り出すこととした。

今次措置の目的は、年末における市中金融機関の流動性対策に資することにある(市中金融機関としては、現在買入れた当該証券を年末金融市場ひっ迫時にブンデスバンクに売りもどすことにより、資金繰りをつけることが可能となる)。

なお、ブンデスバンクの売出しレートは、当初2%であったが、更月後の市中金利の低下により、11月9日に1.75%に引き下げられたあと、翌10日以降さらに1.5%に引き下げられた。

(注) ブンデスバンク法第42条によれば「連邦は、ブンデスバンク保有の平衡請求権の債務者として、同行の要求により大蔵省証券(いわゆるMobilisierungspapier)をブンデスバンクに引き渡さなければならない」と規定されており、本条項に基づき今回発行されたもの。

◇フランス銀行の機構改革

フランス銀行は、このほど調査・信用総局の改組に伴う一部機構改革を実施した。その概要次のとおり。

- (1) 調査総局(Direction Générale des Etudes)の新設
旧調査・信用総局の所管業務のうち、国内および海外の経済動向ならびにこれに関する問題全般についての調査、研究を担当。
- (2) 信用総局(Direction Générale du Crédit)の新設
旧調査・信用総局の所管業務のうち、金融政策および金融制度に関する企画立案、国家信用理事会関係の業務を担当するほか、旧証券総局が所管していた金融市場の調節に関する業務を担当。
- (3) 上記2総局の新設に伴い、旧調査・信用総局および旧証券総局を廃止。旧証券総局に属する証券管理業務は総務・文書総局に移管。

以上の機構改革が実施された理由は、①ここ数年来、調査・信用総局の事務量が膨大なものとなり、機能の低下が懸念されたこと、②金融市場に対するフランス銀行の介入強化に伴い、長期的な金融政策の策定と短期的な金融調節とを同一の権限下に置くことが望ましいと判断されるに至ったこと、の2点である。

◇オランダ、景気振興策を強化

オランダ政府は、このほど次のような景気振興策を発表した。これは、国内景況が公定歩合の引下げ(本年3月15日以降5.0→4.5%)後もさしたる回復を示さず、とく

に、失業者数が依然高水準であること(第3四半期月平均72千人、前年同期34千人)に対処して採られた措置で、さきに実施をみた景気振興措置(42年4月号「要録」参照)を補充するものである。

- (1) 失業率が他地域に比べ高率である北部の産業開発を図るため、新たに100百万ギルダーの臨時財政支出を行なうこと。
 - (2) 特別償却(償却率の加速化を認めるもの)の認可基準を緩和すること。
 - (3) 建設活動を促進するため、冬期に実施される住宅建設等に対し、政府奨励金を賦与すること。
 - (4) 来年度(オランダの財政年度は暦年と同じ)の政府予算(注)に計上した歳出の一部を、繰上げ実施すること。
- (注) 来年度の政府予算規模は約231億ギルダーと本年度当初予算規模(約211億ギルダー)比約9%増。

◇デンマーク、平価切下げ

デンマーク政府は、11月20日、英ポンド平価の切下げに追隨して、同国平価を7.9%切り下げ、翌21日から実施することを決定した(新平価1クローネ=0.1333米ドル、旧平価1クローネ=0.1448米ドル)。同時に政府は、物価騰貴の抑制に関する法案ならびに租税優遇措置の一部撤廃と所得税の増税等に関する法案とを議会に上程した。

今次措置実施の理由は、直接的には、同国の貿易取引上最大のウエイトを占めている英国(注)の平価切下げの影響を緩和することにあるが、より基本的には、このところ貿易収支が慢性的赤字を続けているなど、同国経済の体質的弱さが目だってきたため、これを改善するねらいがあったとみられる。

(注) デンマークの主要輸出先は次のとおり(66年実績)。

EEC	26%
(うち西ドイツ)	(15.1)
EFTA	48
(うち英国)	(23.7)
その他	26

とくに農作物輸出の過半は英国向けであるといわれる。

すなわち、66年の貿易収支は当局の金融引締め(同国の公定歩合は64年6月11日以降6.5%に据置き)にもかかわらず、輸出の伸び悩みと、消費の増大を映じた輸入の増勢持続から、約40億クローネの赤字(65年37億クローネの赤字)を計上、本年はさらに赤字幅が拡大するものと見込まれており、現に、10月のフィンランドの平価切下げ(42年11月号「要録」参照)の際にも、デンマークは早晩平価切下げに踏み切らざるをえまいと観測されていた。

かかる貿易収支の赤字は、今次平価切下げによってあ

デンマークの主要経済指標

項目	1964年	1965年	1966年	1967年		
				前年同期比%		
鉱工業生産指数('61=100)	127	134	137	第2四半期	135	- 0.1
賃金指数(%)	146	164	185	第1四半期	197	+ 13.5
消費者物価(%)	122	130	139	7月	154	+ 10.8
卸売物価(%)	111	118	122	7月	124	+ 1.6
輸出(FOB)(億クローネ)	144	157	166	(1~9月)	125	+ 3.3
輸入(CIF)(%)	180	194	206	(%)	160	+ 6.6
貿易収支じり(%)	△ 36	△ 37	△ 40	(%)	△ 35	66/1~9月△28*
金・外貨準備高(百万ドル)	(年末)612	(%)528	(%)530	(8月末)	425	66/8月末449*
GNP実質成長率	7.8	4.7	(暫定)2.4			

* 前年同期実績。
資料: OECD, Main Economic Indicators.

る程度改善することが期待されているが、賃金上昇と物価上昇との悪循環が解決されない場合には平価切下げのメリットが打ち消される懸念があり、貿易収支の成行きいかんでは、62~64年に行なわれた賃金・物価凍結措置の再導入が行なわれるのではないかとみる向きもある。

◇ノルウェー、最低流動比率を引上げ

ノルウェー政府は、10月11日、市中金融機関に対する最低流動比率(注1)を1%引き上げ、11月1日から実施する旨発表した。この結果、商業銀行の最低流動比率は9%、貯蓄銀行については、総資産が10~50百万クローネの銀行は16%、同50百万クローネ以上の銀行は18%となった。

今次措置実施の理由につき当局は、最近市中金融機関の貸出の増勢が著しく、このまま推移すれば、さき決定をみている、市中貸出増加額規制限(注2)を超過することが予想されるに至ったためであると説明している。

(注1) 最低流動比率(%)

$$\frac{\text{中央銀行現金} + \text{預け金} + \text{国債} + \text{政保債}}{\text{総資産}}$$

(注2) 67年の貸出増加限度額を、商業銀行7億クローネ、貯蓄銀行5.5億クローネとするもの(42年3月号「要録」参照)。

◇スペイン、平価切下げおよび緊縮措置を実施

1. スペイン政府は、11月19日、英ポンド平価の切り下げに追隨して同国平価を14.3%切り下げ、翌20日から実施するこ

とを決定した(新平価1米ドル=70ペセタ、旧平価1米ドル=60ペセタ)。さらにスペイン当局は、11月27日、公定歩合の引上げをはじめとする大要次のような緊縮措置を決定した。

(1) スペイン中央銀行の商業銀行に対する割引歩合ならびに債券担保貸付歩合を0.5%引き上げ、それぞれ4.5%、5.5~6.5%とする。また、個人向け貸付に対する貸付歩合を0.625%引き上げ6.375%とする。

(2) 自動車、テレビ、冷蔵庫等の賦払い信用頭金率を、25%から30%に引き上げる(賦払い期間は変更せず)。

(3) 賃金、物価、家賃および配当を、1968年末まで現行水準のまま凍結する(違反者には罰金を課す)。

(4) 行政機構の簡素化、財政支出削減ならびにしゃし品税の引上げを実施する。

2. スペイン経済は、最近数年間賃金インフレーションの傾向が強まり(1962~66年間の平均賃金上昇率は14.4%、消費者物価上昇率は同8.6%)、他方輸入の急増、観光収入の伸び悩みから国際収支が悪化、つれて外貨準備高は1964年末(1,407百万ドル)をピークに逐年減少している。

このような情勢にかんがみ、スペイン当局は今回の平価切下げを機会にその効果を確保し、国際収支の改善ならびに同国経済の体質強化を図るため、上記のようなきびしい緊縮措置の実施に踏み切ったものとみられる。なお、本件措置に先だち同国大蔵省は、10月3日付省令を

スペインの主要経済指標

項目	1964年	1965年	1966年	1967年			
				第1四半期	第2四半期	最近時	(前年)同期比%
鉱工業生産指数('60=100)	155	175	196	200	208	7月201	(+ 8.0)%
消費者物価(%)	124	140	149	155	158	9月160	(+ 7.3)
卸売物価(%)	107	110	112	113	113	" 114	(+ 1.7)
輸出(FOB)	80	81	105	116	106	9月97	(66/9月)87*
輸入(CIF)	188	252	299	295	311	" 266	271*
貿易収支じり	△ 109	△ 171	△ 195	△ 179	△ 206	" 169	△ 184*
金・外貨準備(百万ドル)	1,407	1,268	1,040	1,037	989	7月1,065	(66/7月)1,037*

* 前年同期実績
資料: OECD, Main Economic Indicators.

もって、商業銀行の預金に対する国債強制保有率を従来の18%から19%へ引上げ、11月末日までに保有増額を実施するよう指示した。

アジアおよび大洋州諸国

◇セイロン、平価切下げ

セイロン政府は、英ポンドの切下げ(11月19日)に追隨して、11月22日、英国の切下げ幅(14.3%)を上回る20%の切下げ(1米ドルにつき4.76ルピーから5.95ルピーへ)を行なったが、その背景等は次のとおり。

- (1) セイロンでは、近年経済成長が停滞しているうえ、茶、ゴム、ココナツ等主要輸出品価格の低落を主因に慢性的な外貨危機に陥っていたこと。
- (2) 昨年6月に行なわれたインドの平価切下げ(切下げ率36.5%)に伴ってインドと全面的な競合関係にある茶の輸出が一段と不振に陥ったこと。
- (3) さらに、最近ではゴム価格の暴落も加わったため、国際収支改善のための平価の切下げはすでに時間の問題とみられていたこと。

なお、政府は今回の切下げ幅の決定に当たって上記インドの平価切下げ率と今回の英ポンドの切下げ率とを勘案し、20%の切下げに踏み切ったものとみられる。

◇フィリピンの投資奨励法制定について

9月16日、大統領の署名によって正式に発効の運びとなった比国投資奨励法の概要は、次のとおり。

- (1) 外資系企業の投下資本について、元本および利潤の本国送金を保証するとともに、万一比国政府が投下資本を接收するような事態が生じた場合には、相当の補償を行なう。
- (2) 外資系企業に対し、税法上減価償却、創業赤字の繰延べ等の優遇措置を講ずる。
- (3) 外国人の雇用制限緩和および資金調達に対する便宜の付与。
- (4) 外資系企業のうち、比国内において新製品の生産を行ない、もしくは輸出に著しく貢献する企業を特にパイオニア企業に指定し、これらの企業に対しては一段と手厚い優遇措置を講ずる。

なお、従来比国では、国内資本優先の見地から外資系企業に対してはなんらの法的保護措置をとっていなかったが、本年度から発足する経済開発4か年計画において、その財源の約2割を外資(民間ベース)に依存することになったため、政府としても一部の反対を押し切って同法を成立させたものとみられる。

◇フィリピン、金融引締め措置を調整

フィリピン中央銀行は、本年6月以降外貨準備のひっ迫(5月末現在113百万ドル)に対処して金融引締め措置を強化してきたが、最近の外貨準備の好転(10月末230百万ドル)に伴い10月26日次のとおり従来の引締め措置の一部手直しを発表した。

- (1) 市中銀行は、6月の措置でL/C開設の資格をうるための条件として、外貨建負債総額と同額の外貨建て資産(Actual Foreign Assets)を保有することを要求されていたが、今後このうち $\frac{1}{2}$ までは財務省証券などの国内資産によって代替できる。
- (2) 市中銀行に対する中央銀行の再割引わくは、6月以降通常わく(払込資本の125%+その他純資産の90%)の $\frac{1}{2}$ に限定されていたが、今後は残り $\frac{1}{2}$ についても輸出金融に限り、わくの使用を認める。
- (3) 6月の引締めで、100ドル以上の輸入はすべてL/Cの開設を義務づけられていたが、今後食糧等一部品目に限り、生産者は180日以内、輸入業者は90日以内の期間においてD/P、D/Aによる決済を認める。

なお、同行は今回の貿易金融の緩和に伴う過度の信用の膨張を避けるため、同時に以下のごとく支払準備率の引上げなどの措置を発表した。

- (1) 市中銀行の支払準備率を次のように改訂する。
 - イ. 当座預金に対する準備率を従来の目標であった11%(明年1月末までに)から16%に引き上げる。
 - ロ. 普通・定期預金については、30日ごとに2%ずつ引き上げて当座預金と同率(16%)にする。
- (2) 従来25%であった中央銀行への預託率を50%に引き上げる。
- (3) 海外渡航のための外貨売渡しについては、従来制限がなかったが、今後は1人当たり1日50ドル、1か月間に制限し、1か月をこえる場合には再申請を行なうこととする。

◇韓国、預金支払準備率を引上げ

韓国銀行は、11月2日、次のとおり預金支払準備率の引上げを決定、同16日から実施した。

	改訂後	(改訂前)
長期貯蓄性預金	18%	(15%)
短期貯蓄性預金	25%	(20%)

(注) 要求払預金の準備率は35%に据置き。

この措置は、年末、旧正の金融繁忙期を控え、資金需要の増大を抑制するための予防的措置としてとられたものである。

◇韓国、市中銀行の資産運用比率の最高限度を引上げ

韓国銀行は、銀行法第15条の規定により、10月19日、市中銀行の資産運用比率(注)の最高限度を、従来の15倍から23倍に引き上げることを決定した。

この措置は、一昨年秋市中金利の大幅引上げ以後、預金の急増とあいまって市中銀行の貸出が増大を続け、これに伴い最近市中銀行の資産運用比率が限度に近づいてきたうえ、政府短期証券の引受け、貿易金融の拡大などを主因に、今後引き続き銀行の運用資産の増大が見込まれることから、これに対処して採られたものである。なお、韓国金融当局の説明によれば、今回の措置は来年5月末まで暫定的に適用されることとなっており、従来の金融引締め政策の手直しを意図したものではないとのことである。

(注) 資産運用比率とは、〔資産総額から、現金、韓国銀行預金、海外銀行預金および通貨安定証券保有額を控除した金額〕を〔払込み資本金、積立金およびその他剰余金の合計額〕で除した比率。

◇ニュージーランド、平価切下げ

ニュージーランド政府は、さる11月20日、英ポンド切下げに追随し、N.Zドルの平価を19.45%方切り下げた(1N.Zドル=1.39米ドル→1.12米ドル)。その背景などは次のとおり。

(1) 羊毛等主要輸出商品の価格低迷から、同国の貿易収支が昨年初来大幅に悪化、本年5月にはIMFから約30百万ドルの補償融資を受けるなど、国際収支対策に苦慮していたこと。

(2) 同国の輸出入総額に占める対英貿易の割合は、輸出51.4%(1965年)、輸入36.6%(同)ときわめて大きいこと。

(3) 同国経済は、豪州経済に対し後進的立場にあるにもかかわらず、両国間の為替レートは1N.Zドル=1.241豪州ドルとN.Zドルの方が割高に設定されていたため、従来からこの間の調整が問題となっていたこと。

なお、同国では、「輸出所得控除」、「輸出市場開拓控除」などの輸出促進のための優遇措置が講じられていたが、今次平価切下げ実施とともに、いずれも廃止された。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連の1968年度経済計画と国家予算

10月10日から3日間にわたり開催されたソ連最高会議で、1968年度国民経済発展計画ならびに国家予算が発表された。その主要経済指標および予算は次のとおり。

経 済 計 画

(前年比増加率・%)

	実 績		目 標	
	1965年	1966年	1967年	1968年
国民所得	6.0	7.5	6.6	6.8
工業生産	8.6	8.6	7.3	8.1
生産財	8.7	9.0	7.5	7.9
消費財	8.5	7.0	6.6	8.6
農業生産	1.1	10.0	4.0	7.4

国 家 予 算 の 推 移

(単位・億ルーブル)

	予 算 額			前 年 比 増 加 率 (%)	
	1966年	1967年	1968年	1967年	1968年
歳入総額	1,071	1,155	1,238	+ 7.8	+ 7.2
取引税	395	409	422	+ 3.5	+ 3.2
利潤控除・生産 ファンド使用料	364	396	438	+ 8.8	+10.6
歳出総額	1,068	1,145	1,235	+ 7.2	+ 7.9
国民経済費	449	499	501	+11.1	+ 0.4
社会文化費	405	434	457	+ 7.2	+ 5.3
国防費	134	145	167	+ 8.2	+15.2

(注) 1967年は実績見込み、1968年は予算案。